

TSAA (Takano Susumu Athletics Academy) 会員規約

(名称)

第1条 本規約の対象となるアスレティクス・スクールはTSAA (Takano Susumu Athletics Academy) といいます。
(以下、本アカデミーという。)

(所在地)

第2条 本アカデミーの事務局は、神奈川県伊勢原市桜台 2-14-7 に置きます。

(運営・管理)

第3条 本アカデミーは、特定非営利活動法人日本ランニング振興機構（以下事業主という）が事業主となり運営・管理（会員資格の得喪、月会費などの諸費用、規約の制定、改定などを含む）を行います。

(目的)

第4条 本アカデミーは、小学生を対象に、全身基礎運動や陸上競技の専門的なトレーニングなどを通して、生涯にわたる会員の健康と潤い豊かな生活、そして活力溢れる人生をサポートすることを目的としています。

(入会資格)

第5条 本アカデミーに入会できる方は原則として6歳以上の小学生で本アカデミーの設立運営趣旨に賛同し、本規約に同意できる方を対象とします。

(1) 本アカデミーの円滑な運営と会員のスクール活動に支障をきたすなど、本アカデミーが不相当と認めた場合は入会をお断りします。また、これらの事象が判明した時点で退会を通告いたします。

(2) 本アカデミーに入会する方は、健康状態に以上、もしくは支障のある場合には予め申し出る必要があります。入会希望者は、自らの責任のもと、入会申込書に本アカデミー参加に堪え得る健康状態であることを事業主に申告していただきます。また、健康状態によっては、医師による健康チェック（受診者の実費負担）を受け、診断書などの提出をもって本アカデミー参加に堪え得る健康状態であることを確認させていただく場合があります。

(施設利用)

第6条 施設の利用範囲や時間は、平塚市・秦野市を中心に本アカデミーのプログラム実施に必要とされる施設を範囲とし、利用時間は第7条に定めるプログラム終了までとします。

(会員の種類・基準・権利)

第7条 本アカデミーは会員制とし、年齢ならびに発育発達や目的・目標に応じてキッズクラスからジュニアクラスまでのカテゴリで構成されます。会員の種類、年齢基準、権利は次表のとおりとします。ただし、必要に応じて新規に会員の種類を設定し、または廃止することがあります。

種類	年齢基準	権利
キッズクラス (Kids Class)	6歳～9歳までの男女 (小学1年生以上)	土曜日、日曜日を中心に月4回14時半から16時の間キッズコースプログラムに参加することができる。
ジュニアクラス (Junior Class)	9歳～12歳までの男女 (小学4年生以上)	土曜日、日曜日を中心に月4回14時半から16時の間ジュニアコースプログラムに参加することができる。

(入会手続き)

第8条 本アカデミーに入会する方は所定の入会手続きを行い、本アカデミーの承認後、入会諸費用を納入します。また、入会申込書には保護者の記名・捺印が必要です。この際保護者は本規約に基づく責任を入会者本人と連帯して負担していただきます。

(年会費・月会費・その他料金)

第9条 会員は本アカデミーが別に定める年会費、および月会費を、本アカデミー所定の方法（カード決済または銀行振込）で支払うこととします。既納の年会費ならびに会費は、理由の如何を問わずこれを返還いたしません。入会月の前月末までにカード決済または銀行振込のご登録の手続きをしていただきます。カード決済でのお支払いについては、カード会社の引き落とし日をご自身でご確認いただき、お支払いください。月会費は一律定額とさせていただきます。

(スポーツ傷害保険)

第10条 会員は本アカデミーの活動参加にあたり、事業主が指定するスポーツ傷害保険に加入することとします。年会費の中にスポーツ安全保険料が含まれますので、別途徴収することはありません。保険の契約内容などは事業主が選定するものとします。

(年会費、会費等の改定)

第11条 本アカデミーは別に定める年会費、月会費等の改定を行うことができます。

- (1) 年会費については、毎年年度初めにお支払いいただきます。
- (2) 月会費については、翌月分の支払いから適用いたします。

(休会・復会)

第12条

- (1) 会員がやむを得ない事由により、本アカデミーに一定期間（1か月以上）参加できない場合は、休会を希望される月の前月20日までに必ず休会届を提出し、本アカデミーの承認を得た上で、会員資格を継続しながら休会することができます。なお、休会期間は、最長4か月（連続）までとします。
- (2) 休会期間中の月会費については、いたしません。
- (3) 休会会員が復会を希望する場合は、本アカデミー所定の手続により随時復会することができます。この場合、復会月の月会費は、復会が月の途中であっても全額支払うものとします。
- (4) 申請期間が過ぎたら、自動で復会となり、月会費が発生します。

(退会)

第13条 会員が本アカデミーを退会する場合には、退会を希望する月の前月20日までに必ず届け出を事業主にしなければなりません。

- (1) 前項により、事業主が承認したときをもって退会とします。
- (2) 会費、各種利用料等の未納がある場合には、退会時までには完納しなければなりません。
- (3) アカデミー参加が連続して2ヶ月以上ない場合は退会扱いとします。
- (4) 退会月の会費は、退会が月の途中であっても、全額支払うものとします。
- (5) 月会費を先の分までお支払い頂いていて退会された場合、原則として返金対応は致しかねます。銀行振込の一括でのお支払いの際はご注意ください。

(クラスの変更)

第14条 会員は、クラスの変更を希望する場合、変更希望日の前週までに申し出るものとし、本アカデミーの承認を得た上でクラスを変更することができます。

(変更事項の届出)

第 15 条

- (1) 会員が住所、連絡先その他入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに事業主に届け出なければなりません。
- (2) 本アカデミーより会員の住所宛てに通知・連絡する場合は、会員から届け出のあった最近の住所宛てにおこない、本アカデミーは通知の未達等以後の責を負わないものとします。

(会員資格の喪失)

第 16 条 会員は次の場合にその資格を喪失します。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費を 3 ヶ月以上滞納したとき
- (3) 死亡した場合
- (4) 本アカデミーの名称を傷つける行為や、会員規約、その他本アカデミーの諸規則に違反し、注意や警告にも関わらず改善されないとき
- (5) 入会に際し、虚偽の申告をしたとき
- (6) その他、事業主が会員としてふさわしくないと認めたとき

(会員資格の譲渡禁止)

第 17 条 本アカデミーの会員資格は本人限りとし、他に譲渡もしくは相続その他包括承継できないものとします。(損害賠償責任免責)

第 18 条 会員が本アカデミーに参加中、会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して事業主はその損害賠償の責を負いません。

(会員の損害賠償責任)

第 19 条 会員が本アカデミーに参加中、会員の責に帰する事由により本会社、または、第三者に損害を与えた場合、その会員がすべての責を負うものとします。

(盗難)

第 20 条 会員が本アカデミーの参加に際して生じた盗難については、事業主は一切損害賠償の責を負いません。

(紛失・忘れ物)

第 21 条

- (1) 会員が本アカデミーの参加に際して生じた紛失については、事業主は一切損害賠償の責を負いません。
- (2) 届けられた忘れ物については、一定期間 (1 か月) 保管した後、処分します。

(禁止事項)

第 22 条 会員に対して、次の事項を禁止します。

- (1) 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方の参加
- (2) 危険物及びペットの持ち込み
- (3) 無許可の写真・ビデオ撮影、録音、SNS への投稿等
- (4) 無許可のアンケート協力等の依頼行為
- (5) 他人を誹謗、中傷すること
- (6) 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- (7) 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
- (8) 本アカデミー使用施設内に落書きや造作をすること
- (9) 本アカデミーへの参加中に暴力的な言葉を発すること

(10) その他、本アカデミー会員としてふさわしくない行為

(会員の遵守事項)

第23条 会員は次の事項について遵守する責任を負うものとします。

- (1) 会員は、本アカデミーのスタッフの指示に従い、アカデミーに参加することとします。
- (2) 会員は常に健康管理に留意し、本アカデミー参加中に生じた怪我ならびに急性疾病などの事故について自己責任において対処します。
- (3) 会員が本アカデミー参加中に生じた紛失、盗難などの事故について本アカデミーは一切責任を負いません。
- (4) 会員が本アカデミー利用施設の什器・備品を故意または過失により毀損・紛失した場合には、修理・復旧に関わる費用の一切を会員、または、その保護者が負担します。
- (5) 会員は常に本アカデミーの参加に適した服装・シューズを着用し、参加します。

(個人情報の取扱いについて)

第24条 事業主は、個人情報の保護に関する法律に従い、会員情報の全てについて、本アカデミー運営・実施以外の目的での利用や、その情報の漏洩・流出を防止する対策を講じます。ただし、本アカデミー会員は、本アカデミー実施に関して事業主が得た会員の住所、氏名、記録、参加グループ、各種スクールやサービスの利用回数および内容など関連する情報を事業主に開示すること、並びに事業主が提供するサービスに関わる一切の目的に利用することに同意するものとします。

(知的所有権について)

第25条 本アカデミーを構成する全ての教材等に関する著作権と著作者人格権などの知的所有権は、全て事業主に帰属します。会員による教材その他の複製、改変、編集、頒布、翻案等、事業主の権利を侵害する行為のすべてを禁止いたします。

(休講日・振替日)

第26条 本アカデミーは、原則として第7条に記した表（権利欄を参照）に表記した曜日以外を原則休講日とします。また、この休講日のほかの施設の保守整備・その他やむを得ない事由が発生した場合、事前に会員への通知の上、振替または休講することがあります。

(アカデミーの閉講と利用制限)

第27条 本アカデミーは、次の事由により一時的に閉講することがあります。

- (1) 台風・地震その他の自然災害・火災・近隣の事故等で業務遂行に支障があるとき、及び法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、事業主は利用施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、またはその利用やサービス提供を制限することができます。
- (2) 施設・設備の改造・改築・整備などを行う場合または経営上必要があると認められた場合、事業主は利用施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。この場合、その内容を事前にアカデミー会員へ告知するものといたします。
- (3) 前項及び前々項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め会員に告知の上、休講することがあります。ただし、やむを得ない事情による臨時休講については、この限りではありません。
- (4) 前3項の場合、会員は事業主に対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

(細則)

第 28 条 本規約に定めのない業務執行上必要な細則は、事業主が定めるものとします。

(改定)

第 29 条 本規約の改定及び変更は、事業主の定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に適用されるものとします。

附則

本規約は 2019 年 4 月 1 日より施行します。

附則

本規約は 2022 年 4 月 1 日より施行します。